

知っているようで本当は知らないEtc. ～『増値税』と『営業税』

既報(※1)の通り、上海では2012年1月1日から、これまで営業税の納税義務者とされてきた業種のうち、一部の業種を増値税の納税義務者に変更する政策(以下、「試行制度」とします)が実施されています。施行から半年が経過し、この試行制度の適用地域を上海以外に拡大する可能性も指摘され始めています。今回は、この試行制度を理解する前提として、営業税と増値税の違いを簡単に説明します。(※1 上海快報2011年12月号)

1. 納税義務者

中国で経営を行う事業主は、事業(取引)の内容に応じて「増値税」又は「営業税」、もしくはその両者の納税義務者となります。日本からの投資によって設立された現地法人も、政府より許可された経営範囲に基づいて、管轄する税務局から「増値税」、「営業税」の納税義務の認定が行われます。

増値税及び営業税の納税義務は、以下の区分に基づきます。

■納税義務の区分

| | |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 増値税納税義務者 (一般納税人と小規模納税人に区分されます。) | 貨物(物品)の販売、加工・修理等の労務の提供、貨物の輸入を行う事業主 ⇒ 製造業者、貿易・国内販売業者、等 |
| 営業税納税義務者 | サービス(労務)の提供(※2)、無形資産の譲渡、不動産の販売を行う事業主 |

(※2) 営業税暫定条例では、交通運輸業、建築業、金融保険業、郵便通信業、文化体育業、娯楽業、サービス業が納税義務者となる旨規定されています。

2. 課税方法

「増値税」、「営業税」の課税方法には以下のような違いがあります。

■課税方法の違い

| | |
|------------------|----------------------------------|
| 増値税納税義務者(一般納税人) | 納税額 = 売上にかかる増値税額 - 仕入にかかる増値税額 |
| 増値税納税義務者(小規模納税人) | 納税額 = 売上高 × 増値税率 (3%) |
| 営業税納税義務者 | 納税額 = 売上高 × 営業税率 (主な税率は5% or 3%) |

3. 試行政策による影響

「わが社にとって試行政策は得になるのか、損になるのか?」といった内容のお問合せをいただくことがあります。上記のように、中国では事業内容に応じて増値税と営業税の課税が行われてきました。営業税の場合、納税義務者は仕入増値税額の控除ができず、その税負担を売上価額に転嫁することになります。この場合、取引ごとに税が累積し、最終消費者の実質的な税負担が増加する原因となります。今回の試行政策は、営業税と増値税の一本化によって、この問題点一すなわち、最終消費者の税負担を軽減することに主眼があり、企業の損益の軽減を目的したものではないといえます。したがって、試行政策は企業の損益に直接的な影響をもたらさないものと捉えられます。しかしながら、取引先の納税義務が営業税から増値税(特に一般納税人)に変更される場合には、取引の正味金額のいわゆる「便乗値上げ」的な価格の改定が少なからず行われる可能性もあり、留意が必要といえます。